

医療機関物価高騰対策緊急支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、物価高騰の影響を受けている医療機関の運営継続を図ることを目的に、医療機関物価高騰対策緊急支援補助金実施要領(令和6年3月25日伺定。以下「実施要領」という。)に基づき、県内の医療機関を運営する法人又は個人が令和6年度の食材費等高騰分に要する費用に対し、予算の定めるところより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則(昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業実施主体)

第2条 事業実施主体は実施要領に定める対象施設を運営する法人又は個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施設は補助対象外とする。

- (1) 国が実施主体となる施設
- (2) 申請時において休止・廃止している施設
- (3) 令和6年6月以降に新規開設した施設

(施設区分、補助額の算定)

第3条 補助額の算定については次のとおりとする。

許可病床数×1,600円×対象月数

※許可病床数は令和6年4月1日を基準日とする。

※対象月は令和6年4～5月とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第4条 規則第3条第1項の規定による申請は、医療機関物価高騰対策緊急支援補助金交付申請書兼補助事業実績報告書兼補助金交付請求書(第1号様式)に、誓約書(別紙)を添えて、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 規則第12条に規定する実績報告は、前項の第1号様式により、補助金交付申請に併せて報告するものとする。

(補助金の交付決定の通知)

第5条 規則第6条に規定する補助金の交付決定の通知は、医療機関物価高騰対策緊急支援補助金交付決定兼確定通知書(第2号様式)によるものとする。

2 規則第13条に規定する補助金の額の確定通知は、前項の通知に併せて通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第6条 本補助金の交付請求は、第4条の補助金交付申請書兼補助事業実績報告書に併せて、第1号様式により、請求するものとする。

附 則 この要綱は、令和6年度予算から適用する。

医療機関物価高騰対策緊急支援補助金交付申請書
兼補助事業実績報告書兼補助金交付請求書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
法人名（法人の場合のみ）
代表者職・氏名

1 補助金交付申請額・実績報告額・補助金交付請求額

施設名	単価 (A)	月数 (B)	許可病床数 (C)	金額 (A×B×C)
	1,600 円			円
	1,600 円			円
	1,600 円			円
	1,600 円			円
	1,600 円			円

2 受取口座情報

金融機関名 _____

支店名 _____

支店コード _____

普通・当座（該当に○）

口座番号 _____

口座名義（フリガナ）

3 添付書類

誓約書（別紙）

上記2にかかる通帳等の写し

担当者名 _____

電話番号 _____

E-mail _____

(公印省略)
第2号様式(第5条関係)

医療機関物価高騰対策緊急支援補助金交付決定兼確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった医療機関物
価高騰対策緊急支援補助金については、下記のとおり交付決定(確定)したので、医
療機関物価高騰対策緊急支援補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 補助金の交付確定額 金 円

3 補助条件

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となっ
た場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (3) 補助金の交付目的に反して使用しないこと。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納
簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は補助事業が完了した日の属する
年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 事業の実施主体は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する
法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下
同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)
若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。
- (6) その他、大分県補助金等交付規則、医療機関物価高騰対策緊急支援補助金実
施要領の定めに従うこと。

別紙

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日 年 月 日

医療機関物価高騰対策緊急支援補助金実施要領

1 目的

知事は、物価高騰の影響を受けている医療機関の運営継続を図るため、県内の医療機関を運営する法人又は個人に対し、予算の定めるところより補助金を交付する。

2 事業実施主体

事業実施主体は下記の支援対象施設を運営する法人又は個人とする。

<支援対象施設>

病院

有床診療所

3 補助対象経費

令和6年度4～5月の食材費等高騰分に要する費用（消費税及び地方消費税の額を除く。）

4 事業実施上の留意事項

他の補助制度により、現に上記3の補助対象経費の一部、又はその全部に対して補助を受けている場合は、その経費について本事業の補助対象経費から除外する。

附 則

この要領は、令和6年度予算から適用する。